



規制化学物質の管理基準

2025年11月 Ver. 5.1.1
オムロン株式会社
デバイス＆モジュールソリューションズカンパニー

1. 目的

オムロン株式会社 デバイス＆モジュールソリューションズカンパニー（以下 オムロン）が発行する「製品・部材に含まれる化学物質に関する非含有証明書」（以下 非含有証明書）の保証範囲を明確にします。

2. 適用範囲

オムロンが発行する非含有証明書に示すオムロン製品（製品または部材（付属品、個装用梱包資材を含む））に対し適用します。

なお、工場出荷時点の製品に適用し、流通過程での加工や汚染等による影響は含まれません。

3. 規定事項

3. 1 管理対象物質

(1) 含有禁止物質を A ランク物質／用途として、別紙 2 「規制化学物質リスト」に示します。

(2) 含有禁止物質における適用除外用途は、別紙 3 「適用除外用途リスト」に示します。

(3) 上記 (1) 項および (2) 項の物質群の例示物質は、IEC62474 RSL を参照してください。以下 URL の WEB サイトからダウンロードできます。

<http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf>

3. 2 規制化学物質選定の考え方

chemSHERPAにおいて、電気電子機器分野向けに定めたエリアの IEC62474 等に基づき、規制化学物質を選定しランクを定めています。

A ランク（含有禁止物質／用途）

法規制により既に含有が禁止されている、もしくはオムロンが独自に含有禁止と定めた物質／用途。

また、関連法規等は、別紙 2 の「規制化学物質リスト」に記載します。

別紙1. 用語の定義

1. 規制化学物質

各国の法規制により使用や製品への含有が禁止もしくは制限されていたり、含有量の把握が義務付けられている化学物質、および各国の法規制では使用の禁止や制限はされていないが、その有害性等によりオムロンが自主的に使用量の把握や使用制限を行う化学物質。

2. 含有

化学物質が物質ごとに定められた含有判定基準を超えて含まれる場合をいい、意図的添加や化学物質の濃度の限界値を示す閾値、また使用用途から判断される。具体的には、別紙2「規制化学物質リスト」、別紙3「適用除外用途リスト」で判断される。

3. 非含有

化学物質が物質ごとに定められた含有判定基準を満たさない場合をいい、意図的添加がない場合や、化学物質の濃度の限界値を示す閾値以下の含有、使用用途に該当しない場合等をいう。

なお、規制化学物質を製造工程で用いても製品に残留しない場合は、非含有とする。(例: 挥発性溶剤で部材を洗浄した場合、基本的に残留しないので、非含有とする)

4. 含有判定基準

規制化学物質ごとに定められた含有有無の判断基準。法規制や国際規格等に基づき、対象とする用途や物質の閾値で示される。

5. 意図的添加

製品・部材の機能や品質を継続的に維持するために意識して規制化学物質を添加、充填、付着すること。

6. 均質材料

異なる材料へと機械的に解体（ねじ外し、切断、破壊、粉碎および研磨工程等）できない素材をいい、均質とは「全体的に一様な組成であること」を意味する。

均質材料の例：個々のタイプのプラスチック、セラミック、ガラス、金属、めっき、紙、未実装基板、樹脂、コーティングなど。

7. 成形品

製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているものをいう。

なお、1つ以上の成形品からなる製品においては、それぞれの構成部品を成形品とする（2015年9月の欧州司法裁判所による判決に基づく）。

8. IEC62474

本国際規格（電気・電子業界及びその製品に関するマテリアルデクラレーション）は、電気・電子業界で供給活動している企業の製品に関するマテリアルデクラレーションに関連した手順、内容及びフォーマットについて規定している。報告すべき物質及び報告すべき物質群として、本国際規格で規定している選定基準を満たしたもののが、IEC62474のデータベースに記載されている。

9. chemSHERPA（ケムシェルパ）

経済産業省が開発し、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が維持・管理を行っているサプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の伝達スキーム。

別紙2. 規制化学物質リスト

リスト中に示される注の注意事項を以下に示す。

注意事項

- 注 1 ID は IEC62474DSL で定義されています。IEC62474DSL は IEC62474 が定義した Declarable substance groups and declarable substances(申告物質)のリストです。
以下の URL の WEB サイトからダウンロードできます。
<http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf>
- 注 2 報告レベルとは、「何に対する含有率か(オムロンの製品、均質材料、構成部品など)」(含有率を算出する際の分母)を示す。リスト中の表現における製品、部品、材料は、それぞれ下記に対応する。製品=オムロンの製品、材料=均質材料、部品=構成部品(成形品)
- 注 3 欠番
- 注 4 この物質/物質群には、適用除外用途があります。別紙3を参照してください。
- 注 5 この閾値は対象となる元素の含有率で示されているため、元素換算係数を使用して含有率を算出し、含有判定しています。
- 注 6 この基準は法規制に基づき、オムロンが独自に用途・閾値や適用除外用途を追加したものです。
- 注 7 包装材中の重金属(カドミウム、六価クロム、鉛、水銀)、ポリ塩化ビニル(PVC)、トリス(1-クロロ-2-プロピル)ホスファート(TCPP)、トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)ホスファート(TDCPP)、1~7環のミネラルオイル芳香族炭化水素類(MOAH)は、オムロンが独自に追加した物質です。
chemSHERPA の遵法判断情報の物質リストに含まれていない物質であるが含有判定を行う。
- 注 8 「長期間皮膚に接触する場合が明らかな場合」とは、対象部材が皮膚に接触し、EN1811 の試験に不合格となる場合をいいます。
長時間皮膚に接触することが明らかな製品の例としては、下記があります。
イヤリング、ネックレス、ブレスレット、チェーン、アンクレット(足首の装飾品)、指輪、腕時計(本体、バンド、留具)、リベット(ボタン、留具、ジッパー)、その他衣類に装着される金属製のもの
- 注 9 対象となる製品は、下記の 9 種です。
 ①ブラウン管機器、②ブラウン管、③ブラウン管付きコンピュータモニター、④ブラウン管テレビジョン、⑤液晶ディスプレイ表示付ラップトップコンピュータ、⑥デスクトップ液晶ディスプレイ、
 ⑦液晶ディスプレイクリーンテレビジョン、⑧液晶ディスプレイクリーン付携帯 DVD プレイヤー、⑨プラズマテレビジョン
- 注 10 包装材とは、オムロン製品の輸送・緩衝・保管に用いる材料のことを指す。紙やプラスチックなどあらゆる材料が対象となる。具体的には、製品外装箱・袋・緩衝材・それらに貼付されるラベルなどが該当。
- 注 11 物質群に属する物質の具体例については IEC62474 RSL を参照してください。
IEC62474 RSL は IEC62474 が定義した Reference substances(例示物質)のリストで、以下の URL の WEB サイトからダウンロードできます。
<http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf>
- 注 12 トリス(2-クロロエチル)=ホスファート(TCEP)はオムロンが独自に追加した物質であり、chemSHERPA の遵法判断ではなく、オムロンが定めた含有判断基準に基づき含有判定を行う。

A:含有禁止物質／用途(57 物質)

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	含有判定基準			参照法規制など
			ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
1	-	アスベスト類	00003	全製品	意図的添加 [報告レベル: 製品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII; [USA] Toxic Substances Control Act (TSCA); [Switzerland] Act of Reduction of Risks in Treatment of Specified Hazardous Substances, Preparations, and Articles in Switzerland (ChemRRV) Swiss Ordinance 814.81
2	-	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	00004	織物/皮革製品	意図的添加 [報告レベル: 材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
3	-	カドミウム/カドミウム化合物 注 4	00010	電池を除く全製品	均質材料中のカドミウムの 0.01 重量% (100ppm) [報告レベル: 材料] 注 5	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			00011 注 6	(1)非ボタン型のアルカリ/マンガン/ニッケル水素電池	電池中のカドミウムの 0.001 重量% (10ppm) [報告レベル: 部品] 注 5	[Korea (the Republic of)] Quality Management and Manufactured Product Safety Management Law (Battery Regulation)
			00011 注 6	上記(1)以外の全ての電池	電池中のカドミウムの 0.002 重量% (20ppm) [報告レベル: 部品] 注 5	[EU] Battery Directive 2006/66/EC
			00166 注 9	4 インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイで、以下を除く全製品 1.産業用 2.医療用 3.商業用 4.EU RoHS 適合品	均質材料中のカドミウムの 0.01 重量% (100ppm) [報告レベル: 材料] 注 5	[USA California] Electronic Waste Recycling Act (California RoHS) SB 20, amended by SB 50 and AB 575

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	含有判定基準			参照法規制など
			ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
4	-	六価クロム化合物	00012	全製品	均質材料中の六価クロムの 0.1 重量% (1000ppm) [報告レベル: 材料] 注 5	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources;
			00167	4 インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイで、以下を除く全製品 1.産業用 2.医療用 3.商業用 4.EU RoHS 適合品 注 9	均質材料中の六価クロムの 0.1 重量% (1000ppm) [報告レベル: 材料] 注 5	[USA California] Electronic Waste Recycling Act (California RoHS) SB 20, amended by SB 50 and AB 575
5	-	ジブチルスズ化合物 (DBT)	00014	全製品	部品中のスズの 0.1 重量% (1000ppm) [報告レベル: 部品] 注 5	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
6	-	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	00015	(a)皮膚と接触することを意図する織物/皮革製品 (b)育児製品 (c)2 液性室温硬化モールディングキット(RTV-2 シーラントモールディングキット)	部品中のスズの 0.1 重量% (1000ppm) [報告レベル: 部品] 注 5	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
7	-	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	00020	全製品	意図的添加または 0.01 重量% (100ppm) [報告レベル: 成形品]	[Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.; [EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No.850/2004
8	-	鉛/鉛化合物 注 4	00021	電池を除く全製品	均質材料中の鉛の 0.1 重量% (1000ppm) [報告レベル: 材料] 注 5	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	含有判定基準			参照法規制など
			ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
8	-	鉛/鉛化合物	00022	主として 12 歳以下の子供向けの消費者製品	製品中の鉛の 0.01 重量%(100ppm) [報告レベル: 製品] 注 5	[USA] Consumer Product Safety Improvement Act of 2008 PUBLIC LAW 110-314
			00023	子供向けの玩具及び製品の塗料又は表面塗装	表面塗装中の鉛の 0.009 重量%(90ppm) [報告レベル: 材料] 注 5	[USA] Consumer Product Safety Improvement Act of 2008 PUBLIC LAW 110-314
			00024	熱硬化性/熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコード	表面被覆材中の鉛の 0.03 重量%(300ppm) [報告レベル: 材料] 注 5	[USA California] Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 (Proposition 65)
			00025	アルカリ電池 注 6 (ボタン型を除く)	電池中の鉛の 0.004 重量%(40ppm) [報告レベル: 部品] 注 5	[China] Limitation of mercury, cadmium and lead contents for alkaline and non-alkaline zinc manganese dioxide batteries GB 24427-2009
			00025	アルカリ電池(ボタン型)及びマンガン電池	電池中の鉛の 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル: 部品] 注 5	Brazil Conama401/08
			-	ポータブル電池(ポータブル空気亜鉛ボタン電池を除く)	電池中の鉛の 0.01 重量%(100ppm) [報告レベル: 部品] 注 5	[EU] Battery Regulation (EU)2023/1542
			00168	4 インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイで、以下を除く全製品 1.産業用 2.医療用 3.商業用 4.EU RoHS 適合品 注 9	均質材料中の鉛の 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル: 材料] 注 5	[USA California] Electronic Waste Recycling Act (California RoHS) SB 20, amended by SB 50 and AB 575

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	含有判定基準			参照法規制など
			ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
9	-	水銀/水銀化合物 注 4	00029	電池を除く全製品	意図的添加または均質材料の水銀の 0.1 重量% (1000ppm) [報告レベル: 材料] 注 5	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII; [Canada] Products containing Mercury regulations SOR/2014-254
			00030	電池	意図的添加または電池中の水銀の 0.0001 重量% (1ppm) [報告レベル: 部品] 注 5	[EU] Battery Directive 2006/66/EC; [China] Limitation of mercury, cadmium and lead contents for alkaline and non-alkaline zinc manganese dioxide batteries GB 24427-2009; [Taiwan (Province of China)] Restrictions on the Manufacture, Import, and Sale of Dry Cell Batteries; [Korea (the Republic of)] Quality Management and Manufactured Product Safety Management Law (Battery Regulation); [USA New York] Environmental Conservation Law, Battery management and disposal § 27-0719
			00132	電池	均質材料中の水銀の 0.0005 重量% (5ppm) [報告レベル: 材料] 注 5	[Canada] Products containing Mercury Regulations SOR/2014-254
			00169	4 インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイで、以下を除く全製品 1.産業用 2.医療用 3.商業用 4.EU RoHS 適合品 注 9	均質材料中の水銀の 0.1 重量% (1000ppm) [報告レベル: 材料] 注 5	[USA California] Electronic Waste Recycling Act (California RoHS) SB 20, amended by SB 50 and AB 575

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	含有判定基準			参照法規制など
			ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
10	-	オゾン層破壊物質 (CFC, Halon, HBFC, HCFC その他)	00032	全製品	意図的添加 [報告レベル: 製品]	[EU] Regulation on substances that deplete the ozone layer (EC) No. 1005/2009; [Japan] Law concerning the Protection of the Ozone Layer through the Control of Specified Substances and Other Measures; [USA] Clean Air Act; (Treaty) Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer
11	-	パーカルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS) 注 4	00124	織物またはその他のコートされた材料	意図的添加またはコートされた材料の $1 \mu\text{g}/\text{m}^2$ [報告レベル: 材料]	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No.850/2004; [Canada] Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations SOR/2012-285 and its amendment; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
			00125	織物とその他のコートされた材料を除く全製品	意図的添加または部品中の 0.1 重量% (1000ppm)(PFOS の合計として) [報告レベル: 材料]	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No.850/2004; [Canada] Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations SOR/2012-285 and its amendment; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
12	-	フタル酸エステル類 グループ 1 (DEHP, DBP, BBP, DIBP)	00036	玩具、または育児製品	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の 0.1 重量% (1000ppm) [報告レベル: 材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII; [USA] Consumer Product Safety Improvement Act of 2008 PUBLIC LAW 110-314
			- 注 6	以下を除く全製品 -玩具、育児製品 -RoHS 指令が適用される製品 -医療機器規則が適用される製品 -人の口腔粘膜に接触もしくは長時間肌に接触する可塑化された材料がない、産業用に限定された成形品	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の 0.1 重量% (1000ppm) [報告レベル: 材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	含有判定基準			参照法規制など
			ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
13	-	フタル酸エステル類 グループ 2 (DIDP, DINP, DNOP)	00037	子供の口に入る玩具、または育児製品	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の 0.1 重量% (1000ppm) [報告レベル: 材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII; [USA] Consumer Product Safety Improvement Act of 2008 PUBLIC LAW 110-314
14	-	ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	00044	全製品	均質材料の 0.1 重量% (1000ppm) [報告レベル: 材料]	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources
15	-	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	00045	全製品	意図的添加または均質材料の 0.1 重量% (1000ppm) [報告レベル: 材料]	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
16	-	ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)及び特定代替品	00046	全製品	意図的添加 [報告レベル: 製品]	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No.850/2004; [USA] Toxic Substances Control Act (TSCA); [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
17	-	ポリ塩化ターフェニル類(PCT 類)	00047	全製品	材料の 0.005 重量% [報告レベル: 材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
18	-	ポリ塩化ナフタレン類(PCN 類)	00048	全製品	意図的添加 [報告レベル: 製品]	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No.850/2004; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	含有判定基準			参照法規制など
			ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
19	-	放射性物質	00049	全製品	意図的添加 [報告レベル: 製品]	[USA] Nuclear Regulatory Commission Regulations Title 10 CFR Part 20; [Japan] Law for the Regulation of Nuclear Source Material, Nuclear Fuel Material, and Reactors; [Japan] Law Concerning Prevention from Radiation Hazards due to Radio-Isotopes, etc.; [EU] Directive 2013/59/Euratom
20	-	短鎖型塩化パラフィン類(炭素数 10~13)	00052	全製品	意図的添加または 0.1 重量% (1000ppm) [報告レベル: 成形品]	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No.850/2004; [Norway] Regulations relating to restrictions on the manufacture, import, export, sale and use of chemicals and other products hazardous to health and the environment (Consumer Product Regulations) FOR-2004-06-01-922; [Switzerland] Act of Reduction of Risks in Treatment of Specified Hazardous Substances, Preparations, and Articles in Switzerland (ChemRRV) Swiss Ordinance 814.81
21	-	三置換有機スズ化合物	00055	全製品	意図的添加またはスズ元素としての、部品中の 0.1 重量% [報告レベル: 部品] 注 5	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.; [Norway] Regulations relating to restrictions on the manufacture, import, export, sale and use of chemicals and other products hazardous to health and the environment (Consumer Product Regulations) FOR-2004-06-01-922
22	-	ニッケル/ニッケル化合物	00031 注 6 注 8	長期間皮膚に接触する場合が明らかな場合	意図的添加 [報告レベル: 製品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
23	-	ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸及びその塩	00143	全製品	意図的添加または PFHxS とその塩の合計で成形品中の 0.0000025 重量% [報告レベル: 成形品]	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EU) 2019/1021

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	含有判定基準			参照法規制など
			ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
24	-	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン ("デクロランプラス"™)	00147 注 6	以下の物品の交換用部品及び、修理のための使用を除く全製品 ・自動車 ・固定式産業機械 ・海洋、庭園、森林及び屋外のパワー機器 ・分析、計測、管理、モニタリング、試験、製造及び検査に用いる計器 ・医療機器 ・体外検査用機器	意図的添加	Stockholm Convention
25	-	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩 注 4	00160	全製品	意図的添加または PFOA とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量% (25ppb) [報告レベル:成形品、混合物]	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EU) 2019/1021; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.; [Korea (the Republic of)] Persistent Organic Pollutants Control Act
26	-	PFOA 関連化合物 注 4	00161	全製品	意図的添加または PFOA 関連化合物またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量% (1ppm) [報告レベル:成形品、混合物]	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EU) 2019/1021; [Korea (the Republic of)] Persistent Organic Pollutants Control Act
27	-	ハロゲン系難燃剤 注 4	00171	100cm^2 超のスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイの筐体及びスタンド	均質材料中のハロゲン含有が 0.1 重量% [報告レベル:材料]	[EU] Commission Regulation (EU) 2019/2021 laying down ecodesign requirements for electronic displays
28	-	C9-C14 PFCA s とその塩 注 4	00182	全製品	C9-C14 の PFCA s 及びその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量% [報告レベル:成形品、混合物]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
29	-	C9-C14 PFCA 関連物質 注 4	00183	全製品	C9-C14 の PFCA 関連物質の合計で成形品や混合物中の 0.000026 重量% [報告レベル:成形品、混合物]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
30	-	PFHxS 関連化合物	00205	全製品	意図的添加または PFHxS 関連化合物またはそれらの組み合わせで成形品中の 0.0001 重量% [報告レベル:成形品]	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EU) 2019/1021

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	含有判定基準			参照法規制など
			ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
31	115-96-8	トリス(2-クロロエチル)=ホスマート(TCEP)	- 注 12	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル: 製品]	[USA] U.S. Specific State Chlorine Flame Retardant Regulation
32	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	00064	全製品	意図的添加または 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル: 成形品]	[USA] Toxic Substances Control Act (TSCA)
33	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	00038	全製品	均質材料の 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル: 材料]	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments
34	13674-84-5	トリス(1-クロロ-2-プロピル)=ホスマート(TCPP) 注 7	-	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル: 製品]	[USA] U.S. Specific State Chlorine Flame Retardant Regulation
35	13674-87-8	トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)ホスマート(TDCPP) 注 7	-	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル: 製品]	[USA] U.S. Specific State Chlorine Flame Retardant Regulation
36	192-97-2	ベンゾ[e]ピレン	00109	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%(1ppm) [報告レベル: 材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			00117	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量%(0.5ppm) [報告レベル: 材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
37	205-82-3	ベンゾ[j]フルオランテン	00113	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%(1ppm) [報告レベル: 材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			00121	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量%(0.5ppm) [報告レベル: 材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
38	205-99-2	ベンゾ[b]フルオランテン	00112	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%(1ppm) [報告レベル: 材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			00120	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量%(0.5ppm) [報告レベル: 材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
39	207-08-9	ベンゾ[k]フルオランテン	00114	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%(1ppm) [報告レベル: 材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	含有判定基準			参照法規制など
			ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
39	207-08-9	ベンゾ[k]フルオランテン	00122	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量% (0.5ppm) [報告レベル:材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
40	218-01-9	クリセン	00111	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量% (1ppm) [報告レベル:材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			00119	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量% (0.5ppm) [報告レベル:材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
41	25973-55-1	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	00130 注 6	以下を除く全製品 ・自動車部品 ・偏光器の内部のトリアセチルセルロース製フィルム 以下の物品の交換用部品 ・自動車 ・固定式産業機械 ・分析、計測、管理、モニタリング、試験、製造及び検査に用いる計器の液晶ディスプレイ ・医療機器及び体外検査用機器の液晶ディスプレイ	意図的添加	Stockholm Convention
42	3846-71-7	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	00035	全製品	意図的添加または 0.1 重量% (1000ppm) [報告レベル:成形品]	[Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
43	50-00-0	ホルムアルデヒド	00019	(a) 衣類または関連するアクセサリ、または(b) 衣服以外の繊維であって、通常又は合理的に予見される使用条件の下で、衣服と同程度に人の皮膚に接触するもの、または(c) 履物	均質材料中の 0.0075 重量% (75ppm) [報告レベル:材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
44	50-32-8	ベンゾ[a]ピレン	00108	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量% (1ppm) [報告レベル:材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	含有判定基準			参照法規制など
			ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
44	50-32-8	ベンゾ[a]ピレン	00116	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量% (0.5ppm) [報告レベル:材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
45	53-70-3	ジベンゾ[a,h]アントラセン	00115	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量% (1ppm) [報告レベル:材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			00123	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量% (0.5ppm) [報告レベル:材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
46	56-35-9	ビス[トリブチルスタンニル]オキシド (TBTO)	00054	全製品	意図的添加または 0.1 重量% (1000ppm) [報告レベル:成形品]	[Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
47	56-55-3	ベンゾ[a]アントラセン	00110	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量% (1ppm) [報告レベル:材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			00118	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量% (0.5ppm) [報告レベル:材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
48	624-49-7	ジメチル=フマラート	00016	全製品	部品中の 0.00001 重量% (0.1ppm) [報告レベル:部品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
49	68937-41-7	イソプロピル化フェノール=ホスファート(3:1) (PIP (3:1)) 注 4	00174	全製品	意図的添加 [報告レベル:製品]	[USA] Toxic Substances Control Act (TSCA)
50	84-69-5	ジイソブチル=フタラート (DIBP)	00041	全製品	均質材料の 0.1 重量% (1000ppm) [報告レベル:材料]	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments
51	84-74-2	ジブチルフタラート(DBP)	00039	全製品	均質材料の 0.1 重量% (1000ppm) [報告レベル:材料]	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments
52	85-68-7	ベンジル=ブタン-1-イル=フタラート(BBP)	00040	全製品	均質材料の 0.1 重量% (1000ppm) [報告レベル:材料]	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments
53	-	重金属(カドミウム、六価クロム、鉛、水銀) 注 7	-	包装材	意図的添加または均質材料あたり重金属総量 0.01 重量% (100ppm) [報告レベル:材料] 注 5	94/62/EC (Packaging Waste Directive) • Law in specified US states, Toxics in Packaging

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	含有判定基準			参照法規制など
			ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
54	9002-86-2	ポリ塩化ビニル(PVC) 注 7	-	包装材	意図的添加 [報告レベル:材料]	OMRON's voluntary Restrictions
55	-	1~7 環のミネラルオイル芳香族炭化水素類(MOAH) 注 7	-	一般消費者向け製品に使用される包装材 注 10	1~7 環の MOAH 合計で、包装材に使用されるインクの 1 重量%(10000ppm) [報告レベル:材料]	[France] Mineral Oil Regulations (Ministerial Ordinance dated April 13, 2022)
56	133-49-3	ペンタクロロチオフェノール(PCTP)	-	全製品	1.0 重量% [報告レベル:製品]	[USA] Toxic Substances Control Act (TSCA)
57	87-68-3	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)	-	全製品	意図的添加 [報告レベル:製品]	[USA] Toxic Substances Control Act (TSCA)

別紙3. 適用除外用途リスト

リスト中に示される注の注意事項を以下に示す。

注意事項

注1 「産業用ディスプレイ」とは、産業用の環境に限定して使用することを目的に設計された電子ディスプレイであり、少なくとも、次の(a)～(d)のすべてを満たすものを指します。

(a) 温度 0～50°Cで使用できること (b) 湿度 20～90%にて結露しないこと (c) 少なくとも IP65 を満たすこと (d) 産業用の環境下で EMC イミュニティを満たすこと

CAS 番号	物質/物質群	含有判定基準		用途コード		適用除外用途の説明
		ID	用途(報告用途)	法規制	表示記号	
-	カドミウム/カドミウム化合物	00010	電池を除く全製品	RoHS	13(b)-(II)	ストライキング光学フィルターガラス類中のカドミウム。ただし、本附属書の表示記号 39 に該当する用途は除く。
				RoHS	13(b)-(III)	反射率標準用に用いられる釉薬中のカドミウムと鉛
-	鉛/鉛化合物	00021	電池を除く全製品	RoHS	6(a)-I	機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる 0.35wt%までの鉛、ホットディップ溶融亜鉛めっき鋼中に重量比 0.2%まで含まれる鉛
				RoHS	6(b)-I	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金元素として含まれる 0.4 重量%までの鉛
				RoHS	6(b)-II	機械加工用途のアルミニウムに合金元素として含まれる 0.4 重量%までの鉛
				RoHS	6(c)	鉛含有量が 4wt%以下の銅合金
				RoHS	7(a)	高融点ハンダに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が重量で 85%以上の鉛ベースの合金)
				RoHS	7(c)-I	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品(例 圧電素子), もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品
				RoHS	7(c)-II	定格電圧が AC125V または DC250V またはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛
				RoHS	13(a)	光学用途に用いられる白色ガラス中の鉛
				RoHS	13(b)-(I)	イオン着色光学フィルターガラス類中の鉛。
				RoHS	13(b)-(III)	反射率標準用に用いられる釉薬中のカドミウムと鉛
				RoHS	15(a)	下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 ・90 ナノメートル半導体テクノロジーノード以上の大さ ・いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが 300mm ² 以上 ・300mm ² 以上のダイ、または 300mm ² 以上のシリコンのインターポーラーを有するスタック型ダイパッケージ

CAS 番号	物質/物質群	含有判定基準		用途コード		適用除外用途の説明
		ID	用途(報告用途)	法規制	表示記号	
-	鉛/鉛化合物	00021	電池を除く全製品	RoHS	18(b)	BSP (BaSi ₂ O ₅ :Pb) 等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比 1%以下)
				RoHS	32	アルゴン・クリプトンレーザ管のウインドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛
				RoHS	34	サーメット(陶性合金)を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛
-	水銀/水銀化合物	00029	電池を除く全製品	RoHS	1(f)-I	主に紫外線スペクトルの光を放射するように設計された電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が 1 パーナー当たり 5mg を超えない
				RoHS	4(a)-I	ランプの分光出力の主要範囲が紫外線であることが要求される用途のための低圧非蛍光体コーティング放電ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 15mg を超えない
				RoHS	4(b)	P(ランプ電力) ≤ 105W / 平均演色評価数が 80 を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 16mg を超えない
				RoHS	4(c)-I	P(ランプ電力) ≤ 155W / その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が 20mg を超えない
				RoHS	4(c)-II	155W < P(ランプ電力) ≤ 405W / その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が 25mg を超えない
				RoHS	4(c)-III	P(ランプ電力) > 405W / その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が 25mg を超えない
				RoHS	4(f)-I	本付属書に特に定められていない他の放電ランプに含まれる水銀
				RoHS	4(f)-II	2000 ルーメン ANSI 以上の出力が必要な プロジェクタに使用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀
				RoHS	4(f)-III	園芸照明のために使われる高圧ナトリウム蒸気ランプ中水銀
				RoHS	4(f)-IV	UV スペクトラム で発光するランプ中の水銀
-	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	00124	織物またはその他のコートされた材料	POPs	PFOS-3	非装飾的硬質クロム(VI)用ミスト防止剤
				POPs	PFOS-98	10mg/kg (0.001 重量%)未満で含有する調剤、または PFOS 濃度が 0.1 重量%未満である半加工品や成形品、または被覆物中に 1 μg/m ² 未満含有する織維製品やその他の被覆物
		00125	織物とその他のコートされた材料を除く全製品	POPs	PFOS-3	非装飾的硬質クロム(VI)用ミスト防止剤

CAS 番号	物質/物質群	含有判定基準		用途コード		適用除外用途の説明
		ID	用途(報告用途)	法規制	表示記号	
-	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	00125	織物とその他のコートされた材料を除く全製品	POPs	PFOS-98	10mg/kg (0.001 重量%)未満で含有する調剤、または PFOS 濃度が 0.1 重 量%未満である半加工品や成形品、または被覆物中に 1 μ g/m ² 未満含有する繊維製品やその他の被覆物
-	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩	00160	全製品	POPs	PFOA-8	医薬品の製造のためのヨウ化ペルフルオロオクチルを含む臭化ペルフルオロオクチル
				POPs	PFOA-12	PFOA およびその塩および／または PFOA 関連化合物の濃度が 2 mg/kg (0.0002 重量%) 以下の埋め込み型機器および侵襲性機器以外の医療機器
				POPs	PFOA-13	PFOA およびその塩の濃度を制限値 0.025mg/kg (0.0000025 wt%)以下に減らすことを目的として輸送または処理される PTFE マイクロパウダーに含まれる、制限値 1 mg/kg(0.0001 wt%) 以下の濃度の PFOA およびその塩
				POPs	PFOA-98	PFOA またはその塩の濃度が 0.025 mg/kg (0.0000025 wt%) 以下の化学物質、混合物または成形品。 または、各々の PFOA 関連物質または PFOA 関連物質の組み合わせ濃度が 1 mg/kg (0.0001 wt%) 以下の化学物質、混合物または成形品
-	PFOA 関連化合物	00161	全製品	POPs	PFOA-8	医薬品の製造のためのヨウ化ペルフルオロオクチルを含む臭化ペルフルオロオクチル
				POPs	PFOA-12	PFOA およびその塩および／または PFOA 関連化合物の濃度が 2 mg/kg (0.0002 重量%) 以下の埋め込み型機器および侵襲性機器以外の医療機器
				POPs	PFOA-13	PFOA およびその塩の濃度を制限値 0.025mg/kg (0.0000025 wt%)以下に減らすことを目的として輸送または処理される PTFE マイクロパウダーに含まれる、制限値 1 mg/kg(0.0001 wt%) 以下の濃度の PFOA およびその塩
				POPs	PFOA-98	PFOA またはその塩の濃度が 0.025 mg/kg (0.0000025 wt%) 以下の化学物質、混合物または成形品 または、各々の PFOA 関連物質または PFOA 関連物質の組み合わせ濃度が 1 mg/kg (0.0001 wt%) 以下の化学物質、混合物または成形品
-	ハロゲン系難燃剤	00171	100cm ² 超のスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイの筐体及びスタンド	ErP	HFR-2	プロジェクター

CAS 番号	物質/物質群	含有判定基準		用途コード		適用除外用途の説明
		ID	用途(報告用途)	法規制	表示記号	
-	ハロゲン系難燃剤	00171	100cm^2 超のスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイの筐体及びスタンド	ErP	HFR-3	オールインワンビデオ会議システム
				ErP	HFR-4	医療用ディスプレイ
				ErP	HFR-5	バーチャルリアリティヘッドセット
				ErP	HFR-6	指令 2012/19/EU の第 2 条第 3 項(a)および第 4 項に記載されている製品に組み込まれている、または組み込まれるためのディスプレイ
				ErP	HFR-7	指令 2009/125/EC の下で採用された措置の実施の対象となる製品の構成要素または組立部品である電子ディスプレイ
				ErP	HFR-8	産業用ディスプレイ 注 1
-	C9-C14 PFCA とその塩	00182	全製品	REACH Annex XVII	PFCA-1	6 原子以下のペルフルオロ炭素鎖を持つフルオロケミカルの製造に対して、輸送される単離中間体として使用される予定の物質中に存在する場合での C9-C14 PFCA と、それらの塩及び C9-C14 PFCA 関連物質
				REACH Annex XVII	PFCA-4	加圧された定量吸入器(pressurised metered-dose inhalers)のための缶用塗装
				REACH Annex XVII	PFCA-6	2023 年 12 月 31 日より前に上市された完成した電子機器(finished electronic equipment)のスペアパーツまたは交換部品用の半導体。
				REACH Annex XVII	PFCA-7	ペルフルオロアルコキシル基を含有するフルオロプラスチック及びフルオロエラストマー中における C9-C14 PFCA
				REACH Annex XVII	PFCA-8	C9-C14 PFCA の合計が 1000 ppb 以下の濃度で、電離放射線によって、または熱分解によって生成されたポリテトラフルオロエチレン(PTFE)マイクロパウダー、および PTFE マイクロパウダーを含む業務用の混合物および成形品
				REACH Annex XVII	PFCA-98	C9-C14 PFCA またはその塩の合計の濃度が 25 ppb 未満の化学物質、混合物または成形品。または PFCA 関連物質の合計の濃度が 260 ppb 未満の化学物質、混合物または成形品

CAS 番号	物質/物質群	含有判定基準		用途コード		適用除外用途の説明
		ID	用途(報告用途)	法規制	表示記号	
-	C9-C14 PFCA 関連物質	00183	全製品	REACH Annex XVII	PFCA-1	6 原子以下のペルフルオロ炭素鎖を持つフルオロケミカルの製造に対して、輸送される単離中間体として使用される予定の物質中に存在する場合での C9-C14 PFCA、それらの塩及び C9-C14 PFCA 関連物質
				REACH Annex XVII	PFCA-4	加圧された定量吸入器(pressurised metered-dose inhalers)のための缶用塗装
				REACH Annex XVII	PFCA-6	2023 年 12 月 31 日より前に上市された完成した電子機器(finished electronic equipment)のスペア部品または交換部品用の半導体。
				REACH Annex XVII	PFCA-98	C9-C14 PFCA またはその塩の合計の濃度が 25ppb 未満の化学物質、混合物または成形品。または PFCA 関連物質の合計の濃度が 260ppb 未満の化学物質、混合物または成形品。
68937-41-7	イソプロピル化フェノール=ホスフ アート(3:1) (PIP (3:1))	00174	全製品	TSCA	PIP-3	安全基準を満たす代替がない航空業界向け、または米国国防総省の仕様要件を満たす油圧作動油
				TSCA	PIP-4	潤滑油及びグリース
				TSCA	PIP-5	自動車及び航空宇宙業界の新規部品及び交換部品
				TSCA	PIP-6	シアノアクリレート接着剤製造のための閉鎖システム内での中間体
				TSCA	PIP-7	列車及び海洋特殊エンジンのエアフィルタ
				TSCA	PIP-8	PIP(3:1)を含むプラスチックからリサイクルされたプラスチック。ただしリサイクル工程中に新しい PIP(3:1)を添加していないこと。
				TSCA	PIP-9	PIP(3:1)を含むリサイクルプラスチックから作られた製品または成形品。ただし製品または成形品の製造中に新しい PIP(3:1)を添加していないこと。